

甲 第 1 9 号 議 案

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により，市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任を，市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは，市長等が賠償の責任を負う額から，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に，次の各号に掲げる市長等の区分に応じ，当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長，教育委員会の教育長若しくは委員，選挙管理委員会の委員又は監査委員
4
- (3) 人事委員会の委員，農業委員会の委員，固定資産評価審査委員会の委員，消防長又は公営企業管理者 2
- (4) 市の職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は，令和2年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合の市長等の本市に対する損害賠償責任の一部を免責するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 2 0 号 議 案

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

- (1) 岡山市下水道事業の設置等に関する条例（平成 2 1 年市条例第 7 6 号）第 6 条
- (2) 岡山市病院事業の設置等に関する条例（平成 1 2 年市条例第 4 7 号）第 1 1 条
- (3) 岡山市市場事業の設置等に関する条例（平成 1 3 年市条例第 6 3 号）第 6 条

附 則

この条例は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 5 4 号）の施行の日（令和 2 年 4 月 1 日）から施行する。

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の措置を講ずるため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 1 号 議 案

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成
27年市条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「特定障害児食費等給付費」を「特定入所障害児食費等給付費」に
改め、同表4の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同表
11の項を次のように改める。

| | | |
|-----------|--|-----------------------------|
| 1 1 市長 | 国民健康保険法による保険給付の | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | 支給、保険料の徴収又は保健事業 の実施に関する事務であって規則 で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定 めるもの |

別表第2の23の項を次のように改める。

| | | |
|-----------|--------------------------------|-----------------------------|
| 2 3 市長 | 介護保険法による保険給付の支給 | 医療保険給付関係情報であって規則で定め るもの |
| | 又は保険料の徴収に関する事務で あって規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定 めるもの |

別表第2の27の項中「子どものための教育・保育給付」の次に「若しくは子育てのた

めの施設等利用給付」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）の一部改正に伴い、個人番号の利用の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 2 号 議 案

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和44年市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「成年被後見人及び意思能力のない未成年者」を「15歳未満の者及び意思能力を有しない者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定に伴い、印鑑登録資格の要件を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 3 号 議 案

岡山市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

岡山市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第28条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第5条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第8条第1項」に、「規定されている」を「記録されている」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 4 号 議 案

岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例

岡山市コミュニティハウス条例（昭和50年市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表中「平成46年3月31日」を「令和16年3月31日」に、

「

| | | |
|----------------|-------------------|---------------|
| 岡山市迫川コミュニティハウス | 岡山市南区迫川1 088番地 | 迫川学区コミュニティ協議会 |
|----------------|-------------------|---------------|

を

」

「

| | | |
|----------------|----------------------|---------------|
| 岡山市迫川コミュニティハウス | 岡山市南区迫川1 088番地 | 迫川学区コミュニティ協議会 |
| 岡山市竹枝コミュニティハウス | 岡山市北区建部町 吉田808番地1 | 竹枝学区コミュニティ協議会 |

に

」

改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前においても、第2条の2の規定に基づく岡山市竹枝コミュニティ

ィハウスに係る指定管理者の指定に関し、必要な手続その他の行為をすることができる。

提案理由

岡山市竹枝コミュニティハウスを設置する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 5 号 議 案

地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める
条例の制定について

地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例を次の
ように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める
条例

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第19条の2第4項に規定する条例
で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1
項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める
数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、本市の設立する地方独立行政法人が、当該法人
の役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、当該役員等の当
該法人に対する損害賠償責任の一部を市長の承認を得て免除することができる旨を、業務
方法書で定めることができることとするため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 2 6 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡山市国民健康保険条例（昭和36年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条の6中「610,000円」を「630,000円」に改める。

第12条の20中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第16条第1項中「610,000円」を「630,000円」に改め、同項第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同項第3号中「510,000円」を「520,000円」に改め、同条第3項中「610,000円」を「630,000円」に改め、同条第4項中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岡山市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び保険料軽減判定所得の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 7 号 議 案

岡山市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

第 1 条 岡山市食品衛生法施行条例（平成 1 2 年市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削り，第 4 条を第 3 条とし，第 5 条を第 4 条とする。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

第 2 条 岡山市食品衛生法施行条例の一部を次のように改正する。

第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に改め，同条を第 4 条とし，第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（食品衛生責任者名札の掲示）

第 3 条 法第 5 1 条第 1 項の営業を行う者は，食品衛生法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 2 3 号）第 6 6 条の 2 第 1 項及び別表第 1 7 第 1 号イの規定により定めた食品衛生責任者の名札を営業所内の見やすい場所に掲示しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条及び次項の規定は令和 2 年 6 月 1 日から，第 2 条の規定は令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 4 6 号）附則第 5 条の適用に

については、第1条の規定による改正前の岡山市食品衛生法施行条例第3条、別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

食品衛生法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるとともに、食品衛生責任者の名札の掲示を義務付けるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 8 号 議 案

岡山市奨学金条例を廃止する条例の制定について

岡山市奨学金条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市奨学金条例を廃止する条例

岡山市奨学金条例（昭和 3 3 年市条例第 1 0 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の第 3 条の規定による決定に基づく貸付け又はその償還であつてこの条例の施行の際現に貸付け又は償還の終了していないものについては、なお従前の例による。

提案理由

貸与型の奨学金事業を廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。

甲 第 2 9 号 議 案

岡山市入学一時金貸付条例を廃止する条例の制定について

岡山市入学一時金貸付条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市入学一時金貸付条例を廃止する条例

岡山市入学一時金貸付条例（昭和 4 6 年市条例第 2 5 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の第 3 条の規定による決定に基づく貸付金の償還であってこの条例の施行の際現に償還の終了していないものについては、なお従前の例による。

提案理由

入学一時金貸付事業を廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。

甲 第 3 0 号 議 案

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年市条例第 1 2 2 号）の一部を次のように改正する。

本則（第 2 条第 1 2 号，第 8 条，第 1 3 条第 1 項及び第 2 項，第 2 0 条第 5 号，第 3 9 条第 2 項及び第 4 項，第 4 0 条第 2 項，第 4 1 条，第 4 2 条第 1 項第 1 号及び第 3 号並びに第 4 項，第 4 3 条第 1 項及び第 2 項，第 4 6 条第 5 号，第 4 7 条第 1 項及び第 2 項，第 4 9 条第 2 項並びに第 5 1 条第 2 項を除く。）中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第 2 条中第 2 2 号を第 2 7 号とし，第 1 7 号から第 2 1 号までを 5 号ずつ繰り下げ，同条第 1 6 号中「の規定において」を「において」に改め，同号を同条第 2 1 号とし，同条中第 1 5 号を第 2 0 号とし，第 1 2 号から第 1 4 号までを 5 号ずつ繰り下げ，第 1 1 号の次に次の 5 号を加える。

(12) 満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満 3 歳以上保育認定子ども 令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する特定満 3 歳以

上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「かつ適切な」を「かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第4条第2項第3号中「法第19条第1項第3号」を「同項第3号」に改める。

第5条第1項中「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削る。

第8条中「支給認定保護者」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給認定証」の次に「（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）」を加え、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第13条第4項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第14条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ」に改める。

第15条第1項第2号中「認定こども園法第3条第9項」を「同条第11項」に改める。

第17条中「努め、」の次に「当該」を加え、「その保護者」を「当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条及び第19条中「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第27条第3項中「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第34条第2項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第3項中「を含むものとして、この章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第3項中「には特別利用教育を」の次に「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ」を加え、「この章」を「前節」に、「第13条第4項第3号中「除き、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。））」とあるのは「除く。））」とする」を「「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付

認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）とする」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「」の数を」を「」の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「小規模保育事業A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を、「小規模保育事業B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「その利用定員の数を」を削る。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第4項中「支給認定」を「満3歳未満保育認定」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定」を「満3歳未満保育認定」に改める。

第41条中「支給認定」を「満3歳未満保育認定」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定」を「満3歳未満保育認定」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定」を「満3歳未満保育認定」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同

項を同条第7項とし、同条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する

業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項及び第2項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定」を「満3歳未満保育認定」に改める。

第49条第2項中「支給認定」を「満3歳未満保育認定」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第51条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定」を「満3歳未満保育認定」に、「にあつては」を「にあつては、」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項

中「前各項」とあるのは「前３項」とする」に改める。

第５２条第２項中「にあつては」を「にあつては、」に改め、同条第３項中「含むものとして、この章の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第２条第１項中「（法第２７条第３項第２号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第６条第１項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第１９条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第２７条第３項第１号に規定する額」とあるのは「（法附則第６条第３項の規定により読み替えられた法第２８条第２項第１号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第３条を次のように改める。

第３条 削除

附則第５条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「５年」を「１０年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、食事の提供に要する費用に関する基準を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 1 号 議 案

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成 2 6 年市条例第 1 2 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条中「5年間」を「10年間」に改める。

附 則

この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年
内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）の一部改正に伴い，幼保連携型認定こども園
の職員配置に係る特例の期間を延長するため，本条例の一部を改正しようとするものであ
る。

甲 第 3 2 号 議 案

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年市条例第 1 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 2 0 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 9 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第 6 条の 3 第 1 2 項及び第 3 9 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う

ことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第4号中「乳幼児の食事」を「利用乳幼児の食事」に改める。

第37条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第45条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、保育所等との連携に関する基準を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 3 号 議 案

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例

岡山市立認定こども園条例（平成 2 7 年市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表岡山市中山認定こども園の項の次に次のように加える。

岡山市今認定こども園 岡山市北区今七丁目 1 6 番 4 3 号

岡山市鹿田認定こども園 岡山市北区大供表町 1 6 番 1 0 号

第 4 条の表岡山市南方岡山中央認定こども園の項の次に次のように加える。

岡山市旭竜認定こども園 岡山市中区高島一丁目 5 番 7 号

岡山市宇野認定こども園 岡山市中区西川原 3 5 1 番地 1 2

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（岡山市立保育所条例の一部改正）

2 岡山市立保育所条例（昭和 3 9 年市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表岡山市鹿田保育園の項，岡山市高島保育園の項及び岡山市宇野保育園の項を削る。

（岡山市立学校条例の一部改正）

3 岡山市立学校条例（昭和 3 9 年市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号の表岡山市立今幼稚園の項，岡山市立鹿田幼稚園の項，岡山市立旭竜幼稚園の項及び岡山市立宇野幼稚園の項を削る。

提案理由

岡山市今認定こども園，岡山市鹿田認定こども園，岡山市旭竜認定こども園及び岡山市宇野認定こども園を設置するため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 4 号 議 案

岡山市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立学校条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立学校条例の一部を改正する条例

岡山市立学校条例（昭和 3 9 年市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号の表岡山市立高島幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

岡山市立高島幼稚園を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 5 号 議 案

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
(岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 6 年市条例第 3 2 号）の一
部を次のように改正する。

第 4 7 条中「1 8 0 円」を「2 1 0 円」に改める。

別表第 1 第 1 項の表一般廃棄物の部事業系の項中「1 3 0 円」を「1 5 0 円」に改め
る。

第 2 条 岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 7 条中「2 1 0 円」を「2 5 0 円」に改める。

別表第 1 第 1 項の表一般廃棄物の部事業系の項中「1 5 0 円」を「1 8 0 円」に改め
る。

附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日
から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 4 7 条
及び別表第 1 の規定は、第 1 条の規定の施行の日以後の処理に係る処理費用又は処理手
数料について適用し、同日前の処理に係る処理費用又は処理手数料については、なお従

前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第47条及び別表第1の規定は、第2条の規定の施行の日以後の処理に係る処理費用又は処理手数料について適用し、同日前の処理に係る処理費用又は処理手数料については、なお従前の例による。

提案理由

産業廃棄物の処理費用及び一般廃棄物処理手数料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 6 号 議 案

岡山市足守プラザ条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市足守プラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市足守プラザ条例の一部を改正する条例

岡山市足守プラザ条例（平成9年市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2号の表ビデオプロジェクターの項中「ビデオプロジェクター」を「プロジェクター」に改め、同表オーバーヘッドプロジェクター（OHP）の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

足守プラザの附属設備を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 7 号 議 案

岡山市クラインガルテン条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市クラインガルテン条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市クラインガルテン条例の一部を改正する条例

岡山市クラインガルテン条例（平成 7 年市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項を削り，同条第 4 項中「前 2 項」を「前項」に改め，同項を同条第 3 項とする。

第 6 条第 1 項中「又は第 3 項」を削る。

別表第 2 第 1 号の表中「（1）農園の使用料」を「農園の使用料」に改め，同表第 2 号の表を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

牧山クラインガルテンの木工加工室及び農産加工室を廃止するため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 8 号 議 案

岡山市公園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公園条例の一部を改正する条例

岡山市公園条例（昭和 3 5 年市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項の表に次のように加える。

| | |
|-------|---------|
| 馬屋上公園 | 岡山市北区富吉 |
|-------|---------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

馬屋上公園を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 9 号 議 案

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例

岡山市児童遊園地条例（昭和48年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

| | |
|-----------|------------|
| 当新田西遊園地 | 岡山市南区当新田 |
| 湊第10遊園地 | 岡山市中区湊 |
| 天瀬南町遊園地 | 岡山市北区天瀬南町 |
| 洲崎二丁目遊園地 | 岡山市南区洲崎二丁目 |
| 海吉第8遊園地 | 岡山市中区海吉 |
| 桑野第2遊園地 | 岡山市中区桑野 |
| 四御神第13遊園地 | 岡山市中区四御神 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

当新田西遊園地ほか6遊園地を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 0 号 議 案

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市建築関係事務手数料条例（平成12年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号イ中「住戸の戸数及び共用部分の床面積」を「次に掲げる認定」に改め、「を合算した額」を削り、同号イ（イ）中「住戸の戸数の区分に応じた」及び「（共用部分の床面積が0の場合を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「得た額」の次に「（共用部分の床面積が0の場合及び共用部分の一次エネルギー消費量を計算しない方法による場合にあつては（ア）の額）」を加え、同号ウ中「住戸の戸数、住戸の共用部分の床面積及び非住宅部分の床面積」を「次に掲げる認定」に改め、「を合算した額」を削り、同号ウ（ア）中「住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ」を削り、同号ウ（イ）を次のように改める。

（イ）建築物全体の認定又は建築物全体及び住戸の認定 イ（ア）の額、共用部分の床面積の区分に応じイ（イ）aからfまでに定める額及び非住宅部分の床面積の区分に応じイ（イ）aからfまでに定める額を合計して得た額（共用部分の床面積が0の場合及び共用部分の一次エネルギー消費量を計算しない方法による場合にあつては、イ（ア）の額に非住宅部分の床面積の区分に応じイ（イ）aからfまでに定める額を加えて得た額）

第12条第1項第1号エ中「同じ。）」を「同じ。） 床面積の区分に応じ、それぞれイ（イ）aからfまでに定める額」に改め、同号エ（ア）を削り、同項第2号イ中「住戸

の戸数及び共用部分の床面積」を「次に掲げる認定」に改め、「を合算した額」を削り、同号イ（イ）中「住戸の戸数の区分に応じた」を削り、「得た額」の次に「（共用部分の床面積が0の場合及び共用部分の一次エネルギー消費量を計算しない方法による場合にあっては（ア）の額）」を加え、同号ウ中「住戸の戸数、住戸の共用部分の床面積及び非住宅部分の床面積」を「次に掲げる認定」に改め、「を合算した額」を削り、同号ウ（ア）中「住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ」を削り、同号ウ（イ）aからfまで以外の部分を次のように改める。

（イ）建築物全体の認定又は建築物全体及び住戸の認定 イ（ア）に定める額、共用部分の床面積の区分に応じイ（イ）aからfまでに定める額、非住宅部分の床面積の区分に応じイ（イ）aからfまでに定める額及び非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計して得た額（共用部分の床面積が0の場合及び共用部分の一次エネルギー消費量を計算しない方法による場合にあっては、イ（ア）に定める額、非住宅部分の床面積の区分に応じイ（イ）aからfまでに定める額及び非住宅部分の床面積の区分に応じそれぞれ次に定める額を合計して得た額）

第12条第1項第2号エを次のように改める。

エ 非住宅建築物 床面積の区分に応じイ（イ）aからfまでに定める額に床面積の区分に応じウ（イ）aからfまでに定める額を加えて得た額

第12条第3項第1号イ及びウを次のように改める。

イ 共同住宅等 認定を受けた部分の計画の変更に係る部分について、認定の区分に応じ、それぞれ第1項第1号イ（ア）又は（イ）に定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される部分について認定の区分に応じ、それぞれ同号イ（ア）又は（イ）に定める額を加えて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

ウ 複合建築物 認定を受けた部分の計画の変更に係る部分について、認定の区分に応じ、それぞれ第1項第1号ウ（ア）又は（イ）に定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される部分について認定の区分に応じ、それぞれ同号ウ（ア）又は（イ）に定める額を加えて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、そ

の端数金額を切り捨てた額)

第12条第3項第1号エ中「, 非住宅部分の床面積の区分に応じ, それぞれ第1項第1号イ(イ)」を「第1項第1号エ」に, 「の非住宅部分の床面積の区分に応じ, それぞれ第1項第1号イ(イ)」を「について同号エ」に改め, 同項第2号イ中「, 住戸の戸数及び共用部分の床面積それぞれの2分の1の戸数及び床面積」を「認定の区分に応じ, それぞれ第1項第2号イ(ア)又は(イ)に定める額に2分の1を乗じて得た額」に, 「の住戸の戸数及び共用部分の床面積を加えた戸数及び床面積の区分に応じ, それぞれ第1項第2号イ(ア)及び(イ)に定める額を合算した額」を「について認定の区分に応じ, それぞれ同号イ(ア)又は(イ)に定める額を加えて得た額(その額に100円未満の端数があるときは, その端数金額を切り捨てた額)」に改め, 同号ウ中「, 住戸の戸数, 住戸の共用部分の床面積及び非住宅部分の床面積それぞれの2分の1の戸数及び床面積」を「認定の区分に応じ, それぞれ第1項第2号ウ(ア)又は(イ)に定める額に2分の1を乗じて得た額」に, 「の住戸の戸数, 共用部分の床面積及び非住宅部分の床面積を加えた戸数及び床面積の区分に応じ, それぞれ第1項第2号イ(ア)及び(イ)並びに同号ウに定める額を合算した額」を「について認定の区分に応じ, それぞれ同号ウ(ア)又は(イ)に定める額を加えて得た額(その額に100円未満の端数があるときは, その端数金額を切り捨てた額)」に改め, 同号エ中「, 非住宅部分の床面積の2分の1に」を「第1項第2号エに定める額に2分の1を乗じて得た額に, 」に, 「の非住宅部分の床面積を加えた床面積の区分に応じ, それぞれ第1項第2号イ(イ)及び同号ウに定める額を合算した」を「について同号エに定める額を加えて得た」に改める。

第14条第1項第1号イ中「床面積」の次に「(共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあつては, 床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積)」を加え, 同号エ中「住宅部分の床面積」の次に「(共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあつては, 床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積)」を, 「イ」の次に「(ア)から(エ)まで」を, 「ウ」の次に「(ア)から(カ)まで」を加え, 同項第2号イ中「床面積」の次に「(共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあつては, 床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積)」を加え, 同号エ中「次に掲げる区分に応じ, それぞれ次に定める額」を「住宅部分

の床面積（共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあっては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積）の区分に応じたイ（ア）から（エ）までに定める額と非住宅部分の床面積の区分に応じたウ（ア）から（カ）までに定める額を合算した額」に改め、同号エ（ア）及び（イ）を削り、同条第5項第1号イ中「床面積」の次に「（共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあっては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積）」を加え、同号エ中「住宅部分の床面積」の次に「（共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあっては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積）」を、「イ」の次に「（ア）から（エ）まで」を、「ウ」の次に「（ア）から（カ）まで」を加え、同項第2号ア（ア）a中「に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。）」を「第1条第1項第2号イ（3）及び同号ロ（3）の基準をいう。以下同じ。）又はモデル住宅法（基準省令第1条第1項第2号イ（2）（i）及び同号ロ（2）の基準をいう。以下同じ。）」に改め、同号ア（ア）b中「基準省令に定める基準のうち規則で定めるもの」を「仕様基準及びモデル住宅法以外の基準」に改め、「及びイ」を削り、同号ア（イ）a中「仕様基準」の次に「又はモデル住宅法」を加え、同号イ中「床面積」の次に「（共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあっては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積）」を加え、同号イ（ア）a中「仕様基準」の次に「又はフロア入力法（基準省令第1条第1項第2号イ（2）（ii）及び同号ロ（2）の基準をいう。以下このイにおいて同じ。）」を加え、同号イ（ア）b中「性能基準」の次に「（仕様基準及びフロア入力法以外の基準をいう。以下このイにおいて同じ。）」を加え、同号イ（イ）から（エ）までの規定中「仕様基準」の次に「又はフロア入力法」を加え、同号エを次のように改める。

エ 複合建築物 住宅部分の床面積（共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあっては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積）の区分に応じイ（ア）から（エ）までに定める額と非住宅部分の床面積の区分に応じウ（ア）から（カ）までに定める額を合算した額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、低炭素建築物の認定申請手数料を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 1 号 議 案

岡山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市下水道条例の一部を改正する条例

岡山市下水道条例（昭和62年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「（流通団地処理区域を除く。）」を削り，同条第3項を削り，同条第4項中「第2項第1号」を「前項第1号」に改め，同項を同条第3項とし，同条第5項を同条第4項とする。

附 則

- 1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって，施行日以後初めて使用料の額が確定するものについては，改正後の第22条第2項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

提案理由

流通団地処理区域の汚水に係る公共下水道の使用料の額の特例を廃止するため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 2 号 議 案

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市消防事務手数料条例（平成12年市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表40の項（2）中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の岡山市消防事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査及び容器再検査の手数料の額を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 3 号 議 案

岡山市水道事業及び岡山市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市水道事業及び岡山市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市水道事業及び岡山市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市水道事業及び岡山市工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条の表2工業用水道事業の項第1号イ中「70,000立方メートル」を「25,000立方メートル」に改める。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

岡山工業用水道の計画給水量を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 4 号 議 案

岡山市中央卸売市場設置条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市中央卸売市場設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市中央卸売市場設置条例の一部を改正する条例

岡山市中央卸売市場設置条例（昭和 3 6 年市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「及び位置」を「，位置及び面積」に改め，同条中「第 8 条第 1 号」を「第 4 条第 1 項」に改め，「岡山市南区市場一丁目 1 番地に」を削り，「岡山市中央卸売市場」の次に「（以下「市場」という。）」を加え，同条に次の 1 項を加える。

2 市場の位置及び面積は，次のとおりとする。

位置 岡山市南区市場一丁目 1 番地

面積 1 6 7，5 8 3 平方メートル

附 則

この条例は，令和 2 年 6 月 2 1 日から施行する。

提案理由

岡山市中央卸売市場の面積を定める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 5 号 議 案

岡山市花き地方卸売市場設置条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市花き地方卸売市場設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市花き地方卸売市場設置条例の一部を改正する条例

岡山市花き地方卸売市場設置条例（平成 2 3 年市条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 条第 4 項」を「第 1 3 条第 1 項」に改める。

第 2 条の見出し中「及び位置」を「, 位置及び面積」に改め, 同条中「及び位置」を「, 位置及び面積」に改め, 同条の表中「位置 岡山市南区市場二丁目 1 番地」を「位置 岡山市南区市場二丁目 1 番地」に改める。
面積 2
6, 2 7 1 平方メートル」

附 則

この条例は, 令和 2 年 6 月 2 1 日から施行する。

提案理由

岡山市花き地方卸売市場の面積を定める等のため, 本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 6 号 議 案

岡山市中央卸売市場業務条例の制定について

岡山市中央卸売市場業務条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市中央卸売市場業務条例

岡山市中央卸売市場業務条例（平成 1 2 年市条例第 3 9 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）

第 2 章 管理者の設置及び市長と管理者との関係（第 6 条－第 9 条）

第 3 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者（第 1 0 条－第 2 8 条）

第 2 節 仲卸業者（第 2 9 条－第 3 7 条）

第 3 節 売買参加者（第 3 8 条－第 4 0 条）

第 4 節 関連事業者（第 4 1 条－第 4 7 条）

第 4 章 売買取引及び決済の方法（第 4 8 条－第 7 1 条）

第 5 章 卸売の業務に関する品質管理（第 7 2 条）

第 6 章 市場施設の使用（第 7 3 条－第 8 1 条）

第 7 章 監督（第 8 2 条－第 8 5 条）

第 8 章 取引業務運営委員会（第 8 6 条－第 9 5 条）

第 9 章 雑則（第 9 6 条－第 1 0 5 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第1条 この条例は、岡山市中央卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第4条第4項に規定する事項及び施設の使用、監督処分等について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 第6条の規定により置かれる市場事業管理者をいう。
- (2) 規程 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条の規定により管理者が制定する管理規程をいう。
- (3) 卸売業者 第12条第1項の許可を受け、市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務を行う者をいう。
- (4) 仲卸業者 第31条第1項の許可を受け、市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する業務を行う者をいう。
- (5) 売買参加者 第38条第1項の承認を受け、市場において卸売業者が行うせり売による卸売を受ける者をいう。
- (6) 関連事業者 第42条第1項の許可を受け、出荷者、売買参加者、買出人（市場において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。）その他の市場の利用者に便益を提供し、又は市場の機能の充実を図るため、その許可に係る市場内の店舗その他の施設において業務を行う者をいう。
- (7) 取引参加者 市場において売買取引を行う卸売業者、仲卸業者、出荷者、仲卸業者以外の者で卸売業者から卸売を受けるもの（売買参加者を含む。）及び買出人をいう。

（取扱品目）

第3条 市場の取扱品目は、次に掲げる物品とする。

- (1) 野菜、果実及びこれらの加工品（漬物を除く。）並びにこれらに準ずるものとして規程で定める食料品等（以下「青果物」という。）

(2) 生鮮水産物及びその加工品並びにこれらに準ずるものとして規程で定める食料品
(以下「水産物」という。)

(開場の期日)

第4条 市場は、日曜日（1月5日及び12月27日から12月31日までの間の日曜日を除く。）、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び1月2日から1月4日までの日（以下「休日」と総称する。）を除き毎日開場するものとする。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

3 管理者は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとする場合には、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の食習慣、購買慣習等を十分考慮するものとする。

(開場の時間)

第5条 開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、管理者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で管理者が別に定める。

第2章 管理者の設置及び市長と管理者との関係

(管理者の設置)

第6条 市場の業務の一部を執行させるため、地方公営企業法第7条の規定により、管理者を置くものとする。

(業務執行の原則)

第7条 市長及び管理者は、相互に第1条の目的の実現に向けて連携し、市場の業務に係る事務を適正に執行しなければならない。

2 管理者は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的取扱いをしてはならない。

(管理者の選任)

第8条 市長は、市場の業務を行うのに必要な識見を有する者を管理者として任命するものとする。

2 市長は、管理者が欠けたときは、遅滞なく、前項の規定により、新たな管理者を任命するものとする。

(市長の管理者に対する指示)

第9条 市長は、次に掲げる場合には、管理者に対し、管理者の行った行為の中止、変更その他の必要な行為の指示をすることができる。

(1) 市民の福祉に重大な影響がある市場事業の業務の執行に関しその福祉を確保するために必要があるとき。

(2) 管理者以外の市の機関の権限に属する事務の執行と市場事業の業務の執行との間の調整を図るために必要があるとき。

第3章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の責務)

第10条 卸売業者は、市場における卸売の業務を適正かつ健全に運営し、生鮮食料品等の集荷及び流通経費の節減に努めるとともに、市場秩序に配慮した公正かつ効率的な取引を推進しなければならない。

(卸売業者の数の最高限度)

第11条 卸売業者の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目ごとに当該各号に定めるとおりとする。

(1) 青果物 2

(2) 水産物 2

(卸売業務の許可)

第12条 卸売の業務を行おうとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を管理者に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 資本金又は出資の額及び役員の氏名

(3) 許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目

4 前項の許可申請書には、規程で定める書類を添付しなければならない。

5 管理者は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が第85条第1項の規定による市場の卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの

ウ 第85条第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して2年を経過しないもの

エ 第85条第1項の規定による解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、その処分の日から起算して2年を経過しないもの

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（以下「暴力団員等」と総称する。）

カ 市場の売買参加者又は仲卸業者若しくは売買参加者の役員若しくは使用人

(5) 申請者が市場における卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験を有

する者でないとき。

(6) 申請者が市場の仲卸業者又は売買参加者であるとき。

(7) 申請者の純資産額がその申請に係る取扱品目につき管理者が別に定める純資産基準額（その者が他の取扱品目について第1項の許可を受けている場合又はその申請をしている場合にあっては、当該取扱品目及び当該他の取扱品目について管理者が別に定める純資産基準額を合算した額）を下回っているとき。

(8) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(9) 申請者がその事業活動について暴力団員等の支配を受けている者であるとき。

(10) その許可をすることによって卸売業者の数が、前条の最高限度を超えることとなるとき。

6 管理者は、第1項の許可の申請をした者が第18条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるときは、同項の許可をしないことができる。

7 第5項第7号の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額とし、規程で定めるところにより計算するものとする。

8 管理者は、第1項の許可又は許可の拒否の処分をしようとするときは、第86条に規定する委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、管理者は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

（保証金の預託）

第13条 卸売業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を管理者に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

（保証金の額）

第14条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次の各号に掲げる取扱品目ごとに当該各号に定める金額の範囲内で規程で定める額とする。

(1) 青果物 200万円以上1,600万円以下

(2) 水産物 200万円以上2,400万円以下

2 前項の保証金は、次に掲げる有価証券をもって代用することができる。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 日本銀行が発行する出資証券
- (4) 特別の法律により法人が発行する債券
- (5) 政府がその債務について保証契約をした債券

3 前項の有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号、第2号及び第5号に掲げる有価証券 その額面金額に相当する額
- (2) 前項第3号及び第4号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） その額面金額の100分の90に相当する額
(保証金の追加預託)

第15条 保証金について差押え、仮差押え又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押えがあったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、管理者の指定する期間（以下この条において「指定期間」という。）内に処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

3 第1項の規定による預託については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(保証金の充当)

第16条 管理者は、卸売業者が使用料、保管料その他市場に関して本市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第17条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

(卸売業務の許可の取消し)

第18条 管理者は、卸売業者が第12条第5項第2号若しくは第4号から第9号まで又

は次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに第12条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第13条第1項の保証金を預託しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに第12条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- (4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第19条 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて管理者の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について管理者の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規程で定めるところにより、申請書を管理者に提出しなければならない。

4 第12条第4項から第8項までの規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第12条第4項中「前項の許可申請書」とあるのは「第19条第3項の申請書」と、同条第5項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第19条第1項又は第2項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同条第1項又は第2項の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と、同条第6項中「第1項の許可の申請をした者」とあるのは「第19条第1項又は第2項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と、「同項の許

可」とあるのは「第19条第1項又は第2項の認可」と、同条第8項中「第1項の許可又は許可の拒否の処分」とあるのは「第19条第1項又は第2項の認可又は認可の拒否の処分」と読み替えるものとする。

5 第1項又は第2項の規定による卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併等による地位の承継については、譲渡人又は合併等以前の法人が使用指定を受けていた市場施設の使用権が認められたものと解してはならない。

(名称変更等の届出)

第20条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 定款を変更したとき。
- (3) 第12条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。
- (4) 卸売の業務を廃止したとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

(売買取引の条件の公表)

第21条 卸売業者は、市場における売買取引について、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 商品の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は卸売業者が卸売をした物品を買い受けた者（以下「買受人」という。）が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法（この条例に定められた決済の方法に則したものに限る。）
- (6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及びその額（その交

付基準を含む。)

(事業報告書の作成等)

第22条 卸売業者は、事業年度ごとに、規程で定めるところにより事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に、管理者に提出しなければならない。

2 卸売業者は、出荷者から事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書について閲覧の申出があった場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりこれを閲覧させなければならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

(せり人の責務)

第23条 次条第1項の登録に係るせり人は、誠実、公正かつ敏速にその業務を処理しなければならない。

(せり人の登録)

第24条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が管理者の行う登録を受けている者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した登録申請書を管理者に提出しなければならない。

(1) 申請者の名称

(2) 登録を受けようとするせり人の氏名、生年月日及び住所

(3) 登録を受けようとするせり人がせりを行う取扱品目

3 前項の登録申請書には、規程で定める書類を添付しなければならない。

4 第1項の登録の申請があった場合は、管理者は、次項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録申請書の提出があった日から起算して60日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかにその旨を登録の申請をした者に通知するとともに登録を

受けたせり人に対し登録証を交付するものとする。

- (1) せり人の氏名，生年月日及び住所
- (2) 登録年月日
- (3) 登録番号

5 管理者は，第1項の登録の申請があった場合において，その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき，又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは，その登録をしてはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 第26条又は第85条第3項の規定による登録の取消しを受け，その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (4) せりを遂行するのに必要な知識，経験及び能力を有する者でないとき。

6 管理者は，前項第4号の知識，経験及び能力の有無の認定のため，規程で定めるところにより，試験を行うものとする。

7 第1項に規定する登録の有効期間は，登録の日から起算して5年間とする。ただし，次に掲げる者の登録の有効期間は，登録の日から起算して3年間とする。

- (1) 初めて登録を受ける者
- (2) 第26条又は第85条第3項の規定により登録の取消しを受けた後の最初の登録を受ける者
- (3) 第85条第3項の規定により業務の停止を命ぜられた後の最初の登録を受ける者
(せり人の登録の更新)

第25条 卸売業者は，前条第1項の登録を受けたせり人（以下「せり人」という。）にその有効期間満了の日後も引き続き市場における卸売のせりを行わせようとする場合は，当該せり人の登録の更新を受けなければならない。

2 前項の登録の更新を受けようとする卸売業者は，当該せり人の登録の有効期間満了の日前60日から当該有効期間満了の日前30日までの間に，次に掲げる事項を記載した

登録更新申請書を管理者に提出しなければならない。

(1) 申請者の名称

(2) 登録の更新を受けようとするせり人の氏名，生年月日及び住所並びに登録年月日

(3) 登録番号

3 前条第5項（第3号を除く。）及び第6項の規定は，第1項の登録の更新について準用する。この場合において，同条第6項中「行うものとする」とあるのは「行うものとする。ただし，管理者が特に必要がないと認めるときは，試験を免除することができる」と読み替えるものとする。

（せり人の登録の取消し）

第26条 管理者は，せり人が第24条第5項第1号若しくは第2号のいずれかに該当することとなったとき，又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるときは，その登録を取り消すものとする。

（せり人の登録の消除）

第27条 管理者は，せり人が次の各号のいずれかに該当するときは，その登録を消除するとともに，その旨を当該卸売業者に通知するものとする。

(1) 前条の規定による登録の取消しを受けたとき。

(2) 卸売業者が当該せり人に係る登録の消除を申請したとき。

(3) 卸売業者が当該せり人に係る登録の更新を受けなかったとき。

(4) 第85条第3項の規定により登録の取消しの処分を受けたとき。

2 前項の規定により登録の消除を受けたせり人は，速やかに登録証を管理者に返還しなければならない。

（登録証の携帯）

第28条 せり人は，卸売のせりに従事するときは，登録証を携帯するとともに規程で定める記章を着用しなければならない。

第2節 仲卸業者

（仲卸業者の責務）

第29条 仲卸業者は，市場における仲卸しの業務を適正かつ健全に運営し，取扱物品について公正かつ適正な評価及び経営の近代化に努めるとともに，市場秩序に配慮した公

正かつ効率的な取引を推進しなければならない。

(仲卸業者の数の最高限度)

第30条 仲卸業者の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目ごとに当該各号に定めるとおりとする。

(1) 青果物 50

(2) 水産物 52

(仲卸業務の許可)

第31条 仲卸しの業務を行おうとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を管理者に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 資本金又は出資の額及び役員 の 氏名

(3) 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目

4 管理者は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が第85条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの

ウ 暴力団員等

エ 市場の売買参加者又は卸売業者，他の仲卸業者若しくは売買参加者の役員若しくは使用人

(5) 申請者が市場における仲卸しの業務を適確に遂行することができる知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(6) 申請者が市場の卸売業者又は売買参加者であるとき。

(7) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ，又はその業務の補助者として使用しているとき。

(8) 申請者がその事業活動について暴力団員等の支配を受けているものであるとき。

(9) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条の最高限度を超えることとなるとき。

(保証金の預託)

第32条 仲卸業者は，前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に，保証金を管理者に預託しなければならない。

2 仲卸業者は，保証金を預託した後でなければ，その業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第33条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は，取扱品目ごとに，30万円以上80万円以下の金額の範囲内において規程で定める額とする。

2 第14条第2項及び第3項，第15条，第16条並びに第17条の規定は，前条第1項の保証金について準用する。

(仲卸業務の許可の取消し)

第34条 管理者は，仲卸業者が第31条第4項第2号若しくは第4号から第8号まで又は次の各号のいずれかに該当するときは，第31条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第31条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第32条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第31条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(仲卸業者の営業又は事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第35条 仲卸業者が営業又は事業（市場における仲卸しの業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて管理者の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人の合併の場合（仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について管理者の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規程で定めるところにより、認可申請書を管理者に提出しなければならない。

4 第31条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第35条第1項又は第2項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同条第1項又は第2項の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

5 第1項又は第2項の規定による仲卸業者の営業又は事業の譲渡し及び譲受け並びに合併等による地位の承継については、譲渡人又は合併等以前の法人が使用指定を受けていた店舗の使用権が認められたものと解してはならない。

(名称変更等の届出)

第36条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

(1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 第31条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。

(3) 仲卸しの業務を廃止したとき。

2 仲卸業者が解散したときは、当該仲卸業者の清算人は、遅滞なく、管理者にその旨を

届け出なければならない。

(事業報告書の作成等)

第37条 仲卸業者は、事業年度ごとに、規程で定めるところにより事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に、管理者に提出しなければならない。

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第38条 仲卸業者以外の者でせり売による卸売を受けようとするものは、管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、取扱品目ごとに行う。

3 第1項の承認を受けようとする者は、規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を管理者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 商号

(3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

(4) 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目

4 管理者は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(3) 申請者が第85条第1項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が当該申請に係る取扱品目に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

(5) 申請者が暴力団員等であるとき。

(6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(7) 申請者がその事業活動について暴力団員等の支配を受けているものであるとき。

(売買参加者の承認の取消し)

第39条 管理者は、売買参加者が前条第4項第1号若しくは第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(名称変更等の届出)

第40条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

(1) 第38条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。

(2) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

第4節 関連事業者

(関連事業者の責務)

第41条 関連事業者は、市場におけるサービス業務を適正かつ健全に運営し、経営の近代化を図り、市場関係者に対しサービスの向上に努めなければならない。

(関連事業者の許可)

第42条 管理者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場内の店舗その他の施設において規程に定める業務を営むことを許可することができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を管理者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 商号

(3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の名

(4) 許可を受けて営もうとする業務の内容

(許可の基準)

第43条 管理者は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。

- (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が第85条第1項の規定による市場の関連事業者の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの
 - ウ 暴力団員等
- (5) 申請者が業務を適確に遂行するために必要な知識、経験又は能力並びに資力信用を有しない者であるとき。
- (6) 申請者が暴力団員等であるとき。
- (7) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (8) 申請者がその事業活動について暴力団員等の支配を受けているものであるとき。
- (9) その許可をすることによって関連事業者の数が、規程で定める数の最高限度を超えるとき。

(保証金)

第44条 関連事業者は、第42条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を管理者に預託しなければならない。

2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

3 関連事業者の預託すべき保証金の額は、第80条第1項に規定する市場使用料の月額額の6倍の金額を下回らない範囲内において規程で定める額とする。

4 第14条第2項及び第3項、第15条、第16条並びに第17条の規定は、第1項の保証金について準用する。

(許可の取消し等)

第45条 管理者は、関連事業者が第43条第1号、第2号若しくは第4号から第8号まで又は次の各号のいずれかに該当するときは、第42条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに第42条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に前条第1項の保証金を預託しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに第42条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- (4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(関連事業者に対する規制等)

第46条 管理者は、関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は取扱品目の販売について必要な指示等を行うことができる。

(名称変更等の届出)

第47条 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

- (1) 関連事業を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 第42条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったとき。
- (3) 関連事業を廃止したとき。

2 関連事業者が死亡し、又は解散したときは、当該関連事業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

第4章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第48条 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(売買取引の方法)

第49条 卸売業者が市場において行う卸売については、せり売又は相対による取引（以下「相対取引」という。）の方法による。

2 卸売業者は、前項の方法により卸売を行わなければならない。

(売買取引の単位)

第50条 売買取引の単位は重量とする。ただし、これによることが困難なものについては、重量以外の単位によることができる。

(差別的取扱いの禁止等)

第51条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、次に掲げる正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(1) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合

(2) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度であると管理者が認める場合

(3) 卸売場、倉庫その他の卸売業者が市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合

(4) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合

(5) 販売の委託の申込みが第21条の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合

(6) 販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合

(7) 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合

ア 暴力団員等

イ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者

ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(指定場外保管場所)

第52条 卸売業者は、市場外の場所で物品を搬入して卸売をするときは、その保管場所

について、あらかじめ規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書にその場所の位置、その場所に係る施設の種類及び規模を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記入した図面を添えて、管理者に提出して指定を受けなければならない。

- (1) 申出者の名称
- (2) 保管場所の所在地及び保管場所にある施設の名称
- (3) 保管場所に置く物品の種類

2 前項の指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなったときは、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

(委託手数料以外の報償の收受の禁止)

第53条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第68条第1項の委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(受託契約約款)

第54条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、規程で定めるところにより、管理者に届け出なければならない。

2 前項の届出を行おうとする卸売業者は、第12条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に当該受託契約約款を添えて届出書を管理者に提出しなければならない。

3 第1項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項
- (2) 受託物品の保管に関する事項
- (3) 受託物品の手入れ等に関する事項
- (4) 受信場所に関する事項
- (5) 送り状又は発送案内に関する事項
- (6) 受託物品の上場に関する事項
- (7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項
- (8) 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項
- (9) 委託手数料の率に関する事項
- (10) 委託者の負担すべき費用に関する事項

(11) 仕切りに関する事項

(12) 第96条の規定による場合に関する事項

(13) 前各号のほか重要な事項

4 前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、規程で定めるところにより、管理者に届け出なければならない。

(受託契約約款の掲示)

第55条 卸売業者は、前条第1項及び第4項の規定により届け出た受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(販売前における受託物品の検収)

第56条 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては検収を確実に行之、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規程で定めるところにより、管理者の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。

2 卸売業者は、受託物品の異状については、前項ただし書に規定する場合を除き、検査員の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(卸売物品の買受人の明示及び引取り)

第57条 卸売業者は、規程で定めるところにより、買受人が明らかになるよう措置しなければならない。

2 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

(販売原票の作成)

第58条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、規程で定めるところにより、直ちに販売原票を作成しなければならない。

(仲卸業者の業務の規制等)

第59条 仲卸業者は、市場内においては、当該許可に係る取扱品目に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した仲卸業者は、規程で定めるところにより、当該物品の数量及び金額（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。）

等を管理者に届け出なければならない。

第60条 仲卸業者は、市場外において、その許可に係る取扱品目に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときは、当該許可に係る仲卸しの業務としてする場合を除き、次に掲げる事項を記載した承認申請書をあらかじめ管理者に提出して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 申請者の氏名又は名称
- (2) 業務の内容
- (3) 業務を営む理由
- (4) 業務開始の予定年月日
- (5) 事業計画

2 管理者は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る販売が仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、これを承認してはならない。

3 管理者は、第1項の承認又は承認の拒否の処分をしようとするときは、第86条に規定する委員会の意見を聴かななければならない。この場合において、管理者は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

(売買取引の制限)

第61条 管理者は、取引参加者間の売買に不正又は不当な行為があると認めるときは、その売買を差し止め、又はせり直しを命ずることができる。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第62条 管理者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 管理者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売予定数量等の報告)

第63条 卸売業者は、規程で定めるところにより、次に掲げる区分ごとに、その日の主要な品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地を、毎開場日、規程で定める時刻までに管

理者に報告しなければならない。

(1) せり売による卸売

(2) 相対取引による卸売

2 卸売業者は、規程で定めるところにより、次に掲げる区分ごとに、その日の主要な品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに高値（最も高い価格をいう。以下同じ。）、中値（最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。以下同じ。）及び安値（中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格をいう。以下同じ。）に区分した卸売価格を、毎開場日、卸売が終了した後速やかに管理者に報告しなければならない。

(1) せり売による卸売

(2) 相対取引による卸売

3 卸売業者は、規程で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の数量、卸売金額（せり売及び相対取引に係る金額にその消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加えた金額をいう。以下同じ。）並びにせり売及び相対取引に係る金額を、毎月10日までに、管理者に報告しなければならない。

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第64条 卸売業者は、次に掲げる区分ごとに、その日の主要な品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地を、毎開場日、規程で定める時刻までに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) せり売による卸売

(2) 相対取引による卸売

2 卸売業者は、次に掲げる区分ごとに、その日の主要な品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を、毎開場日、卸売が終了した後速やかにインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) せり売による卸売

(2) 相対取引による卸売

3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合

にあつてはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第21条第4号及び第6号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を、毎月10日までに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（管理者による売買取引の結果等の公表）

第65条 管理者は、その日の主要な品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地並びに前開場日の主要な品目ごとの卸売の数量及び価格を、卸売業者から第63条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかにインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 管理者は、その日の主要な品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに売買取引の方法ごとに高値、中値及び安値に区分した価格を、卸売業者から第63条第2項の規定による報告を受けたときは、速やかにインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（支払期日及び支払方法）

第66条 卸売業者は、卸売のための販売の委託を受けた物品（以下「受託物品」という。）の卸売をしたときは、委託者に対し、当該卸売をした日の翌日（特約がある場合にあつては特約の期日）までに規程で定める売買仕切書を送付するとともに、受託物品の卸売金額から委託手数料及び卸売に係る費用のうち委託者の負担すべき費用を控除した額を支払わなければならない。

2 卸売業者又は仲卸業者は、出荷者から物品を買い受けたときは、その物品の引渡しを受けた日の翌日（特約がある場合にあつては特約の期日）までに、代金を支払わなければならない。

3 卸売業者から卸売を受けた者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時（特約がある場合にあつては特約の期日まで）に代金を支払わなければならない。

4 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時（特約がある場合にあつては特約の期日まで）に代金を支払わなければならない。

5 市場における売買取引の支払方法は、現金、小切手、手形、送金、口座振替又は電子決済のいずれかを選択することができる。

(取引に関する事項を記載した書類)

第67条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、当該受託物品の卸売価格、卸売数量その他取引に関する事項を記載した書類を正確に作成し、委託者に対し送付しなければならない。

2 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、当該受託物品の卸売価格に卸売数量を乗じて得た額から委託者の負担すべき費用の額を控除した額を確実に送金しなければならない。

(委託手数料の率)

第68条 卸売業者は、規程で定める品目の卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料(せり売又は相対取引に係る金額に料率を乗じた金額に消費税額及び地方消費税額を加えた金額とする。)の率を定めようとするときは、規程で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を管理者に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も、同様とする。

(1) 届出者の名称

(2) 委託手数料の率

(3) 委託手数料の率の適用日

(4) 委託者への周知方法

2 管理者は、前項の委託手数料の率その他の事項に関し、それらの定めによって、委託者に対して不当に差別的な取扱いが生ずること、公正かつ適正な取引が損なわれること、卸売業者の財務の健全性が損なわれること等により生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生ずると認めるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に対し、当該届出に係る委託手数料の率その他の事項を変更すべき旨を命ずることができる。

3 卸売業者は、第1項の委託手数料の率をインターネットの利用その他の適切な方法により、委託者に周知しなければならない。

(出荷奨励金の交付)

第69条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付しようとするときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を行おうとする卸売業者は、規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を管理者に提出しなければならない。

- (1) 届出者の名称
- (2) 出荷奨励金を交付しようとする出荷者の氏名又は名称及び住所
- (3) 当該出荷奨励金の交付の対象となる物品の品目
- (4) 当該出荷奨励金の交付の対象となる期間
- (5) 出荷奨励金を交付する基準
- (6) 出荷奨励金を交付する理由

3 管理者は、第1項の規定による届出に関し、当該届出に係る出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあり、かつ、取扱品目の安定的供給の確保に資するものと認められないときは、当該届出に係る出荷奨励金を交付する基準その他の事項を変更すべき旨を命ずることができる。

(卸売代金の変更の禁止)

第70条 卸売業者は、出荷者の了承が得られたときを除き、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規程で定めるところにより、管理者の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

(完納奨励金の交付)

第71条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者及び売買参加者に対し、完納奨励金を交付するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を行おうとする卸売業者は、規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を管理者に提出しなければならない。

- (1) 届出者の名称
- (2) 完納奨励金を交付する基準
- (3) 完納奨励金を交付する理由

3 管理者は、第1項の規定による届出に関し、当該届出に係る完納奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあり、かつ、卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがあるとき

は、当該届出に係る完納奨励金を交付する基準その他の事項を変更すべき旨を命ずることができる。

第5章 卸売の業務に関する品質管理

第72条 管理者は、取扱品目及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を規程で定めなければならない。

- (1) 施設の取扱品目
- (2) 施設の設定温度及び温度管理に関する事項
- (3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
- (4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、前項の規程で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。

第6章 市場施設の使用

(施設の使用指定等)

第73条 卸売業者、仲卸業者、関連事業者等が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、管理者が指定する。

2 管理者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対し、市場施設の使用を許可することができる。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による許可を受けようとする者は、規程で定めるところにより、申請書を管理者に提出しなければならない。

4 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による指定又は第2項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 申請者が暴力団員等であるとき。
- (2) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (3) 申請者がその事業活動について暴力団員等の支配を受けているものであるとき。

5 第2項の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた日から起算して1月以内に

保証金を管理者に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき管理者の承認を受けた者については、この限りでない。

6 前項の保証金の額は、第80条第1項に規定する市場使用料の月額額の6倍とする。

7 第14条第2項及び第3項、第15条、第16条並びに第17条の規定は、第5項の保証金について準用する。

(用途変更、転貸等の禁止)

第74条 前条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けた者（以下この章において「使用者」という。）は、市場施設の用途を変更し、又は市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第75条 使用者は、管理者の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

2 使用者が管理者の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、管理者は、使用者に対し返還の際、原状回復を命じ、又はその損害の賠償を求めることができる。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第76条 管理者は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、第73条第1項の規定による指定若しくは同条第2項の規定による許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(返還)

第77条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、管理者の指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状回復等)

第78条 使用者が前条の規定に違反し、市場施設の原状回復を行わないときは、管理者

は、自らこれを原状に復し、それに要した費用を使用者から徴収するものとする。

(補修命令)

第79条 管理者は、故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者に対してその補修を命じ、又はその損害の賠償を求めることができる。

(使用料等)

第80条 市場使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。以下「使用料」という。）は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表に規定する金額の範囲内において規程で定める額とする。

2 管理者が指定又は許可をする場所において使用する電力、電話、ガス、上下水道、冷暖房等の費用は、使用者の負担とする。

3 使用者は、その使用の有無にかかわらず使用料を納付しなければならない。

4 第74条ただし書の規定により市場施設を本来の用途以外の用途に使用するときは、管理者は、その市場施設を使用する者にその本来の用途の使用料に相当する額を納付させることができる。

(使用料等の減免)

第81条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用料を減免することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由によって市場施設を使用できないことが3日以上にわたったとき。

(2) 第76条の規定による使用停止の期間が3日以上にわたったとき。

(3) 法令に基づく処分を受け、営業不能になったことにより、休業が3日を超えたとき。

(4) 使用者が国若しくは公共団体であるとき、又は管理者が特別の事由があると認めたとき。

2 使用者に関する市場内の諸証明の手数料は、免除する。

第7章 監督

(指導及び助言)

第82条 管理者は、この条例に定められている遵守事項（取引参加者及び関連事業者が市場における業務に関し遵守すべき事項をいう。）を取引参加者及び関連事業者に遵守

させるため、これに必要な限度において、取引参加者又は関連事業者に対し、指導及び助言をすることができる。

(報告及び検査)

第83条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、取引参加者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に取引参加者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類及びその他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第84条 管理者は、卸売業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合、この条例の施行に必要な範囲において、卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。

(1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が規程で定める率を下回った場合

(2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が規程で定める率を下回った場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として規程で定める場合

2 管理者は、卸売業者の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。

3 管理者は、仲卸業者の財産の状況が次の各号のいずれにも該当する場合において、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。

(1) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が規程で定める率を下回った場合

(2) 連続する規程で定める年数以上の事業年度において、経常損失が生じた場合

4 管理者は、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。

5 管理者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、関連事業者に対し、当該関連事業者の業務又は会計に関し必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第85条 管理者は、取引参加者又は関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該取引参加者又は関連事業者に対し当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、卸売業者に対しては第12条第1項の許可を取り消し、業務を執行する役員で当該違反行為をしたものの解任を命じ、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、仲卸業者に対しては第31条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命じ、売買参加者に対しては第38条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じ、関連事業者に対しては第42条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じ、仲卸業者及び売買参加者以外の者であって卸売業者から卸売を受けるもの、買出人並びに出荷者に対しては6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規程又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段でこの条例若しくはこの条例に基づく規程により許可若しくは承認を受けたとき、又は虚偽の報告を行ったとき。

(3) 市場の業務若しくは市場内において他人の業務を妨害し、又は業務に関し不正の行為があったとき。

(4) 使用料その他この条例又はこの条例に基づく規程により本市に納付すべき納付金を

納付しないとき。

(5) 許可を受けた内容と著しく異なる業務を行い、市場秩序を乱し、かつ、公共の利益を著しく阻害する行為があったとき。

2 市長は、前項各号のいずれかに該当するときは、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に対しては5万円以下の過料に処し、関連事業者に対しては1万円以下の過料に処することができる。

3 管理者は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規程又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) せり人がせり売に関して委託者若しくは仲卸業者その他の買受人と気脈を通じて不当な措置をし、又はこれらの者をして談合その他の不正の行為をさせたとき。

(3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者その他の買受人から金品その他の利益を收受したとき。

(4) その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。

4 取引参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規程又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて市場への入場を停止するほか、その取引参加者又は関連事業者に対しても第1項又は第2項の規定を適用する。

第8章 取引業務運営委員会

(取引業務運営委員会の設置)

第86条 市場の運営及び売買取引に関し重要な事項を調査審議させるため、岡山市中央卸売市場取引業務運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第87条 委員会は、この条例の規定によりその権限に属する事項を処理するほか、次に掲げる事項に関し、管理者に意見を述べることができる。

(1) 市場の経営に関すること。

(2) 市場の業務の運営に関すること。

(3) 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に関すること。

(4) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第88条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、管理者が委嘱する。

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第89条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の選任及び権限)

第90条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第91条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところとする。

(関係者の出席等)

第92条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に出席を求めてその意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第93条 委員会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員で組織する。

3 部会には部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(庶務)

第94条 委員会及び部会の庶務は、岡山市市場事業部において処理する。

(規程への委任)

第95条 第86条から前条までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、規程で定める。

第9章 雑則

(卸売の業務の代行)

第96条 管理者は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受けたこと等により卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について他の卸売業者にその卸売の業務を行わせることができる。

(無許可営業の禁止)

第97条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに管理者が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。

(市場への出入り等に対する指示)

第98条 市場への出入り、市場施設の使用並びに物品の搬入、搬出及び場内での運搬については、管理者の指示に従わなければならない。

2 管理者は、前項の指示に従わない者に対し、市場への出入り、市場施設の使用並びに物品の搬入、搬出及び場内での運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第99条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 管理者は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者に対し、入場の制限その他必要な措置を採ることができる。

(市の免責)

第100条 この条例若しくはこの条例に基づく規程又はこれらに基づく処分によって損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(責任の範囲)

第101条 取引参加者及び関連事業者その他の使用者は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、この条例若しくはこの条例に基づく規程又はこれらに基づく処分に違反したときは、自己の指図によらないことを事由にその責めを免れることができない。

(許可等の制限又は条件)

第102条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

- 2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第103条 管理者は、この条例の規定による申請等（申請、届出その他この条例の規定に基づき管理者に対して行われる通知をいう。以下同じ。）のうち書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により行うこととしているものについては、この条例の規定にかかわらず、規程で定めるところにより、電子情報処理組織（市場の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関するこの条例に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関するこの条例の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市場の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に管理者に到達したものとみなす。

(市長への報告義務)

第104条 管理者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、市長にその旨を報告しなければならない。

- (1) 第4条第2項の規定により臨時に開場し、又は休業したとき。
- (2) 第12条第1項、第18条若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定による卸売業者に係る処分をしたとき、又は第20条の規定により卸売業者から届出を受けたとき。
- (3) 第13条第1項、第15条第1項又は第16条の規定により卸売業者から保証金の預託を受けたとき。
- (4) 第24条第1項、第25条第1項、第26条又は第27条の規定によりせり人に係る処分をしたとき。
- (5) 第31条第1項、第34条若しくは第35条第1項若しくは第2項の規定により仲卸業者に係る処分をしたとき、第32条第1項の規定により仲卸業者から預託を受けたとき、又は第36条の規定により仲卸業者から届出を受けたとき。
- (6) 第38条第1項若しくは第39条の規定により売買参加者に係る処分をしたとき、又は第40条の規定により売買参加者から届出を受けたとき。
- (7) 第61条又は第62条第3項の規定により売買取引の制限をしたとき。
- (8) 第83条第1項の規定により検査を行ったとき。
- (9) 第87条の規定により意見を受けたとき、又は第88条第2項の規定により委嘱をしたとき。
- (10) 第96条の規定により他の卸売業者に卸売の業務を行わせたとき。

(委任)

第105条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、管理者が規程で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。
- 2 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条による改正前の法及びこの条例による改正前の岡山市中央卸売市場業務条

例の規定によってした許可，認可，承認その他の処分又は申請その他の手続若しくは行為でこの条例の規定に相当の規定があるものは，この条例の相当の規定によってした許可，承認その他の処分又は申請その他の手続若しくは行為とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

別表（第80条関係）

| 種別 | | 単位 | 金額 |
|---|----------|--------------|--|
| 卸売業者市場使用料 | | | せり売又は相対取引に係る金額の1,000分の3に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加えた金額 |
| 第59条第2項の規定により，市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した場合における仲卸業者市場使用料 | | | 販売金額（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。）の1,000分の3に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額 |
| 卸売業者売場 使用料 | 卸売場 | 1平方メートルにつき1月 | 220円 |
| | 青果物低温売場棟 | 1平方メートルにつき1月 | 956円 |
| | 水産物活魚売場 | 1平方メートルにつき1月 | 855円 |
| 仲卸業者売場使用料 | | 1平方メートルにつき1月 | 1,650円 |
| 関連事業者売 場使用料 | 金融機関 | 1平方メートルにつき1月 | 1,980円 |
| | 関連事業者店舗 | 1平方メートルにつき1月 | 1,650円 |
| 福利厚生施設（食堂）使用料 | | 1平方メートルにつき1月 | 1,320円 |
| 事務所使用料 | 卸売業者の事務所 | 1平方メートルにつき1月 | 1,650円 |
| | その他の事務所 | 1平方メートルにつき1月 | 1,870円 |
| 倉庫使用料 | | 1平方メートルにつき1月 | 1,650円 |

| | | | |
|---------|----------|--------------|------------|
| 冷蔵庫棟使用料 | 青果冷蔵庫棟 | 1棟につき1月 | 5,076,500円 |
| | 水産冷蔵庫棟 | 1棟につき1月 | 9,589,800円 |
| 加工場使用料 | 青果・水産加工場 | 1平方メートルにつき1月 | 1,320円 |
| | バナナ加工場 | 1棟につき1月 | 3,811,500円 |
| 空地使用料 | | 1平方メートルにつき1月 | 22円 |
| 駐車場使用料 | | 1平方メートルにつき1月 | 334円 |

提案理由

卸売市場法の一部改正に伴い、岡山市中央卸売市場の業務に関する規程を改めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 4 7 号 議 案

岡山市花き地方卸売市場業務条例の制定について

岡山市花き地方卸売市場業務条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市花き地方卸売市場業務条例

岡山市花き地方卸売市場業務条例（平成 2 3 年市条例第 6 2 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）

第 2 章 管理者の設置及び市長と管理者との関係（第 6 条－第 9 条）

第 3 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者（第 1 0 条－第 2 2 条）

第 2 節 仲卸業者（第 2 3 条－第 3 1 条）

第 3 節 売買参加者（第 3 2 条－第 3 4 条）

第 4 節 関連事業者（第 3 5 条－第 3 8 条）

第 4 章 売買取引及び決済の方法（第 3 9 条－第 5 5 条）

第 5 章 市場施設の使用（第 5 6 条－第 6 4 条）

第 6 章 監督（第 6 5 条－第 6 8 条）

第 7 章 取引業務運営委員会（第 6 9 条－第 7 7 条）

第 8 章 雑則（第 7 8 条－第 8 7 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、岡山市花き地方卸売市場（以下「市場」という。）に係る、卸売市

場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第13条第4項に規定する事項、施設の使用、監督処分等について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、次条第1号に規定する花き等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定及び花き産業の健全な発展に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 花き等 花き及びその加工品並びに種苗その他花き関連商品をいう。
- (2) 管理者 第6条の規定により置かれる市場事業管理者をいう。
- (3) 規程 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条の規定により管理者が制定する管理規程をいう。
- (4) 卸売業者 第12条第1項の許可を受け、市場に出荷される花き等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をす
る業務を行う者をいう。
- (5) 仲卸業者 第25条第1項の承認を受け、市場において卸売を受けた花き等を市場
内の店舗において販売する業務を行う者をいう。
- (6) 売買参加者 第32条第1項の承認を受け、市場において卸売業者が行うせり売又
は入札による卸売を受ける者をいう。
- (7) 関連事業者 第35条第1項の承認を受け、出荷者、売買参加者、買出人（市場に
おいて仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。）その他の市場の利用者に便
益を提供し、又は市場の機能の充実を図るため、その承認に係る市場内の店舗その他
の施設において規程で定める業務を営む者をいう。
- (8) 取引参加者 市場において売買取引を行う卸売業者、仲卸業者、出荷者、仲卸業者
以外の者で卸売業者から卸売を受けるもの（売買参加者を含む。）及び買出人をいう。

（取扱品目）

第3条 市場の取扱品目は、花き等とする。

（開場の期日）

第4条 市場は、次に掲げる市場の休業日（以下「休日」と総称する。）を除き毎日開場するものとする。

(1) 土曜日及び日曜日（1月4日及び12月25日から12月29日までの間の土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 1月1日から1月3日まで、12月30日及び12月31日

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

3 管理者は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとする場合には、花き等に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の購買慣習等を十分考慮するものとする。

（開場の時間）

第5条 開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、管理者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

第2章 管理者の設置及び市長と管理者との関係

（管理者の設置）

第6条 市場の業務の一部を執行させるため、地方公営企業法第7条の規定により、管理者を置くものとする。

（業務執行の原則）

第7条 市長及び管理者は、相互に第1条の目的の実現に向けて連携し、市場の業務に係る事務を適正に執行しなければならない。

2 管理者は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的取扱いをしてはならない。

（管理者の選任）

第8条 市長は、市場の業務を行うのに必要な識見を有する者を管理者として任命するものとする。

2 市長は、管理者が欠けたときは、遅滞なく、前項の規定により、新たな管理者を任命

するものとする。

(市長の管理者に対する指示)

第9条 市長は、次に掲げる場合には、管理者に対し、管理者の行った行為の中止、変更その他の必要な行為の指示をすることができる。

(1) 市民の福祉に重大な影響がある市場事業の業務の執行に関しその福祉を確保するために必要があるとき。

(2) 管理者以外の市の機関の権限に属する事務の執行と市場事業の業務の執行との間の調整を図るために必要があるとき。

第3章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の責務)

第10条 卸売業者は、市場における卸売の業務を適正かつ健全に運営し、花き等の集荷及び流通経費の節減に努めるとともに、市場秩序に配慮した公正かつ効率的な取引を推進しなければならない。

(卸売業者の数の最高限度)

第11条 卸売業者の数の最高限度は、2とする。

(卸売業務の許可)

第12条 卸売の業務を行おうとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を管理者に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 資本金又は出資の額及び役員の名

3 前項の許可申請書には、規程で定める書類を添付しなければならない。

4 管理者は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものである

とき。

(3) 申請者が第68条第1項の規定による市場の卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの

ウ 第68条第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して2年を経過しないもの

エ 第68条第1項の規定による解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、その処分の日から起算して2年を経過しないもの

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（以下「暴力団員等」と総称する。）

カ 市場の売買参加者又は仲卸業者若しくは売買参加者の役員若しくは使用人

(5) 申請者が市場における卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験を有する者でないとき。

(6) 申請者が市場の仲卸業者又は売買参加者であるとき。

(7) 申請者が暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(8) 申請者がその事業活動について暴力団員等の支配を受けている者であるとき。

(9) その許可をすることによって卸売業者の数が、前条の最高限度を超えることとなるとき。

5 管理者は、第1項の許可の申請をした者が第18条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるときは、同項の許可をしないこ

とができる。

- 6 管理者は、第1項の許可又は許可の拒否の処分をしようとするときは、第69条に規定する委員会の意見を聴かななければならない。この場合において、管理者は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

(保証金の預託)

第13条 卸売業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を管理者に預託しなければならない。

- 2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第14条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、120万円以上1,200万円以下の金額の範囲内において規程で定める額とする。

- 2 前項の保証金は、次に掲げる有価証券をもって代用することができる。

(1) 国債証券

(2) 地方債証券

(3) 日本銀行が発行する出資証券

(4) 特別の法律により法人が発行する債券

(5) 政府がその債務について保証契約をした債券

- 3 前項の有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号、第2号及び第5号に掲げる有価証券 その額面金額に相当する額

(2) 前項第3号及び第4号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） その額面金額の100分の90に相当する額

(保証金の追加預託)

第15条 保証金について差押え、仮差押え又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押えがあったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、管理者の指定する期間（以下この条において「指定期間」という。）内に処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

3 第1項の規定による預託については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(保証金の充当)

第16条 管理者は、卸売業者が使用料、保管料その他市場に関して本市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第17条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

(卸売業務の許可の取消し)

第18条 管理者は、卸売業者が第12条第4項第2号若しくは第4号から第8号まで又は次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第12条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第13条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第12条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第19条 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて管理者の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について管理者の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

- 3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規程で定めるところにより、申請書を管理者に提出しなければならない。
- 4 第12条第3項から第6項までの規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第12条第3項中「前項の許可申請書」とあるのは「第19条第3項の申請書」と、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第19条第1項又は第2項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同条第1項又は第2項の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と、同条第5項中「第1項の許可の申請をした者」とあるのは「第19条第1項又は第2項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と、「同項の許可を」とあるのは「第19条第1項又は第2項の認可を」と、同条第6項中「第1項の許可又は許可の拒否の処分」とあるのは「第19条第1項又は第2項の認可又は認可の拒否の処分」と読み替えるものとする。
- 5 第1項又は第2項の規定による卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併等による地位の承継については、譲渡人又は合併等以前の法人が使用指定を受けていた市場施設の使用権が認められたものと解してはならない。

(名称変更等の届出)

第20条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 定款を変更したとき。
- (3) 第12条第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。
- (4) 卸売の業務を廃止したとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

(売買取引条件の公表)

第21条 卸売業者は、市場における売買取引について、次に掲げる事項をインターネット

トの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 商品の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の花き等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 花き等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法（この条例に定められた決済の方法に則したものに限る。）
- (6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付基準を含む。）
- (7) 物品の事故に関する事項
（事業報告書の作成等）

第22条 卸売業者は、事業年度ごとに、規程で定めるところにより事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に、管理者に提出しなければならない。

2 卸売業者は、出荷者から事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書について閲覧の申出があった場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりこれを閲覧させなければならない。

- (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
- (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

第2節 仲卸業者

（仲卸業者の責務）

第23条 仲卸業者は、市場における仲卸しの業務を適正かつ健全に運営し、取扱物品について公正かつ適正な評価及び経営の近代化に努めるとともに、市場秩序に配慮した公

正かつ効率的な取引を推進しなければならない。

(仲卸業者の数の最高限度)

第24条 仲卸業者の数の最高限度は、6とする。

(仲卸業務の承認)

第25条 仲卸しの業務を行おうとする者は、管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を管理者に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 資本金又は出資の額及び役員の氏名

3 管理者は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が第68条第1項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの

ウ 暴力団員等

エ 市場の売買参加者又は卸売業者、他の仲卸業者若しくは売買参加者の役員若しくは使用人

(5) 申請者が市場における仲卸しの業務を適確に遂行することができる知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(6) 申請者が市場の卸売業者又は売買参加者であるとき。

(7) 申請者が暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(8) 申請者がその事業活動について暴力団員等の支配を受けているものであるとき。

(9) その承認をすることによって仲卸業者の数が前条の最高限度を超えることとなるとき。

(保証金の預託)

第26条 仲卸業者は、前条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内に、保証金を管理者に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第27条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、30万円以上80万円以下の金額の範囲内において規程で定める額とする。

2 第14条第2項及び第3項、第15条、第16条並びに第17条の規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(仲卸業務の承認の取消し)

第28条 管理者は、仲卸業者が第25条第3項第2号若しくは第4号から第8号まで又は次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の承認を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第25条第1項の承認の通知を受けた日から起算して1月以内に第26条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第25条第1項の承認の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(仲卸業者の営業又は事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第29条 仲卸業者が営業又は事業（市場における仲卸しの業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて管理者の承認を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人の合併の場合（仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して

仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について管理者の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の承認を受けようとする者は、規程で定めるところにより、承認申請書を管理者に提出しなければならない。

4 第25条第3項の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の承認の申請」とあるのは「第29条第1項又は第2項の承認の申請」と、「同項の承認」とあるのは「同条第1項又は第2項の承認」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

5 第1項又は第2項の規定による仲卸業者の営業又は事業の譲渡し及び譲受け並びに合併等による地位の承継については、譲渡人又は合併等以前の法人が使用指定を受けていた店舗の使用権が認められたものと解してはならない。

(名称変更等の届出)

第30条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

- (1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 第25条第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。
- (3) 仲卸しの業務を廃止したとき。

2 仲卸業者が解散したときは、当該仲卸業者の清算人は、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

(事業報告書の作成等)

第31条 仲卸業者は、事業年度ごとに、規程で定めるところにより事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に、管理者に提出しなければならない。

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第32条 仲卸業者以外の者でせり売又は入札による卸売を受けようとするものは、管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を管理者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 商号

(3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

3 管理者は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 申請者が第68条第1項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(4) 申請者が市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

(5) 申請者が暴力団員等であるとき。

(6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(7) 申請者がその事業活動について暴力団員等の支配を受けているものであるとき。

(売買参加者の承認の取消し)

第33条 管理者は、売買参加者が前条第3項第1号若しくは第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(名称変更等の届出)

第34条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

(1) 第32条第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。

(2) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

第4節 関連事業者

(関連事業者の承認)

第35条 市場の利用者に便益を提供し、又は市場の機能の充実を図るため市場内の店舗その他の施設において業務を営もうとする者は、管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を管理者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 商号

(3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

(4) 承認を受けて営もうとする業務の内容

3 管理者は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認をするものとする。

(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が第68条第2項の規定により承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が業務を適確に遂行するために必要な知識、経験又は能力並びに資力信用を有しない者であるとき。

(5) 申請者が暴力団員等であるとき。

(6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(7) 申請者がその事業活動について暴力団員等の支配を受けているものであるとき。

(保証金)

第36条 関連事業者は、前条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内に、保証金を管理者に預託しなければならない。

2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

3 関連事業者の預託すべき保証金の額は、第63条第1項に規定する市場使用料の月額額の6倍の金額を下回らない範囲内において規程で定める額とする。

4 第14条第2項及び第3項、第15条、第16条並びに第17条の規定は、第1項の保証金について準用する。

(承認の取消し等)

第37条 管理者は、関連事業者が第35条第3項第1号、第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当するときは、同条第1項の承認を取り消すことができる。

2 第28条の規定は、関連事業者について準用する。この場合において、同条中「仲卸業者が第25条第3項第2号若しくは第4号から第8号まで又は」とあるのは「関連事業者が」と、「同条第1項」及び「第25条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、「第26条第1項」とあるのは「第36条第1項」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

第38条 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

(1) 関連事業を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 第35条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったとき。

(3) 関連事業を廃止したとき。

2 関連事業者が死亡し、又は解散したときは、当該関連事業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

第4章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第39条 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(売買取引の方法)

第40条 卸売業者が市場において行う卸売については、せり売若しくは入札又は相対による取引（以下「相対取引」という。）の方法によらなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の方法により卸売を行わなければならない。
- 3 卸売業者は、常に市況を見極め、最適な取引を行うものとする。
- 4 卸売業者は、物品の販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(売買取引の単位)

第41条 売買取引の単位は、本又は鉢とする。ただし、これによることが困難なものについては、本又は鉢以外の単位によることができる。

(差別的取扱いの禁止)

第42条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(委託手数料以外の報償の收受の禁止)

第43条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第54条第1項の委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(受託契約約款)

第44条 卸売業者は、規程で定めるところにより、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたとき、又はこれを変更したときは、速やかに管理者に届け出るとともに、卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(販売原票の作成)

第45条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、規程で定めるところにより、直ちに販売原票を作成しなければならない。

(仲卸業者の業務の規制等)

第46条 仲卸業者は、市場内においては、物品の販売の委託の引受けをしてはならない。

- 2 市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した仲卸業者は、規程で定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(売買取引の制限)

第47条 管理者は、取引参加者間の売買に不正又は不当な行為があると認めるときは、

その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第48条 管理者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 管理者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売予定数量等の報告)

第49条 卸売業者は、規程で定めるところにより、次に掲げる区分ごとに、その日の主要な品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地を、毎開場日、規程で定める時刻までに管理者に報告しなければならない。

(1) せり売又は入札による卸売

(2) 相対取引による卸売

2 卸売業者は、規程で定めるところにより、次に掲げる区分ごとに、その日の主要な品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに高値（最も高い価格をいう。以下同じ。）、中値（最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。以下同じ。）及び安値（中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格をいう。以下同じ。）に区分した卸売価格を、毎開場日、卸売が終了した後速やかに管理者に報告しなければならない。

(1) せり売又は入札による卸売

(2) 相対取引による卸売

3 卸売業者は、規程で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の数量、卸売金額（単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る単価をいう。以下同じ。）に数量を乗じて得た金額にその消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加えた金額をいう。以下同じ。）及び単価に数量を乗じて得た金額を、毎月10日までに管理者に報告しなければならない。

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第50条 卸売業者は、次に掲げる区分ごとに、その日の主要な品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地を、毎開場日、規程で定める時刻までに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) せり売又は入札による卸売

(2) 相対取引による卸売

2 卸売業者は、次に掲げる区分ごとに、その日の主要な品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を、毎開場日、卸売が終了した後速やかにインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) せり売又は入札による卸売

(2) 相対取引による卸売

3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第21条第4号及び第6号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を、毎月10日までに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（管理者による売買取引の結果等の公表）

第51条 管理者は、その日の主要な品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地並びに前開場日の主要な品目ごとの卸売の数量及び価格を、卸売業者から第49条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかにインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 管理者は、その日の主要な品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに売買取引の方法ごとに高値、中値及び安値に区分した価格を、卸売業者から第49条第2項の規定による報告を受けたときは、速やかにインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（支払期日及び支払方法）

第52条 卸売業者は、卸売のための販売の委託を受けた物品（以下「受託物品」という。）の卸売をしたときは、委託者に対し、当該卸売をした日の翌日（特約がある場合にあっては特約の期日）までに規程で定める売買仕切書を送付するとともに、受託物品

の卸売金額から委託手数料及び卸売に係る費用のうち委託者の負担すべき費用を控除した額を支払わなければならない。

- 2 卸売業者又は仲卸業者は、出荷者から物品を買い受けたときは、その物品の引渡しを受けた日の翌日（特約がある場合にあっては特約の期日）までに、代金を支払わなければならない。
- 3 卸売業者から卸売を受けた者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時（特約がある場合にあっては特約の期日まで）に代金を支払わなければならない。
- 4 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時（特約がある場合にあっては特約の期日まで）に代金を支払わなければならない。
- 5 市場における売買取引の支払方法は、現金、小切手、手形、送金、口座振替又は電子決済のいずれかを選択することができる。

（取引に関する事項を記載した書類）

第53条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、当該受託物品の卸売価格、卸売数量その他取引に関する事項を記載した書類を正確に作成し、委託者に対し送付しなければならない。

- 2 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、当該受託物品の卸売価格に卸売数量を乗じて得た額から委託者の負担すべき費用の額を控除した額を確実に送金しなければならない。

（委託手数料の率）

第54条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額に料率を乗じた額とする。）の率を定めようとするときは、規程で定めるところにより、あらかじめ、その内容を管理者に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 卸売業者は、前項の委託手数料の率をインターネットの利用その他の適切な方法により、委託者に周知しなければならない。
- 3 管理者は、第1項の委託手数料の率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に対して当該届出に係る委託手数

料の率の変更を命ずることができる。

(卸売代金の変更の禁止)

第55条 卸売業者は、卸売をした物品について、あらかじめ公表している物品の事故に関する事項に該当する場合を除き、卸売代金の変更をしてはならない。

第5章 市場施設の使用

(施設の使用指定等)

第56条 卸売業者、仲卸業者、関連事業者等が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、管理者が指定する。

- 2 管理者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対し、市場施設の使用を許可することができる。
- 3 第1項の規定による指定又は前項の規定による許可を受けようとする者は、規程で定めるところにより、申請書を管理者に提出しなければならない。
- 4 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による指定又は第2項の規定による許可をしてはならない。
 - (1) 申請者が暴力団員等であるとき。
 - (2) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (3) 申請者がその事業活動について暴力団員等の支配を受けているものであるとき。
- 5 第2項の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を管理者に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき管理者の承認を受けた者については、この限りでない。
- 6 前項の保証金の額は、第63条第1項に規定する市場使用料の月額額の6倍とする。
- 7 第14条第2項及び第3項、第15条、第16条並びに第17条の規定は、第5項の保証金について準用する。

(用途変更、転貸等の禁止)

第57条 前条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けた者（以

下この章において「使用者」という。)は、市場施設の用途を変更し、又は市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第58条 使用者は、管理者の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

2 使用者が管理者の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、管理者は、使用者に対して返還の際、原状回復を命じ、又はその損害の賠償を求めることができる。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第59条 管理者は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対して第56条第1項の規定による指定若しくは同条第2項の規定による許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(返還)

第60条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、管理者の指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状回復等)

第61条 使用者が前条の規定に違反し、市場施設の原状回復を行わないときは、管理者は、自らこれを原状に復し、それに要した費用を使用者から徴収するものとする。

(補修命令)

第62条 管理者は、故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者に対してその補修を命じ、又はその損害の賠償を求めることができる。

(使用料等)

第63条 市場使用料(消費税額及び地方消費税額を含む。以下「使用料」という。)は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表に規定する金額の範囲内において規程で定

める額とする。

- 2 管理者が指定又は許可をする場所において使用する電力、電話、ガス、上下水道、冷暖房等の費用は、使用者の負担とする。
- 3 使用者は、その使用の有無にかかわらず使用料を納付しなければならない。
- 4 第57条ただし書の規定により市場施設を本来の用途以外の用途に使用するときは、管理者は、その市場施設を使用する者にその本来の用途の使用料に相当する額を納付させることができる。

(使用料等の減免)

第64条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用料を減免することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由によって市場施設を使用できないことが3日以上にわたったとき。
- (2) 第59条の規定による使用停止の期間が3日以上にわたったとき。
- (3) 法令に基づく処分を受け、営業不能になったことにより、休業が3日を超えたとき。
- (4) 使用者が国若しくは公共団体であるとき、又は管理者が特別の事由があると認めたとき。

2 使用者に関する市場内の諸証明に係る手数料は、免除する。

第6章 監督

(指導及び助言)

第65条 管理者は、この条例に定められている遵守事項（取引参加者及び関連事業者が市場における業務に関し遵守すべき事項をいう。）を取引参加者及び関連事業者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者又は関連事業者に対し、指導及び助言をすることができる。

(報告及び検査)

第66条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、取引参加者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に取引参加者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類及びその他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第67条 管理者は、この条例の施行に必要な範囲において、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、それぞれ当該業者の業務又は会計に関し必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第68条 管理者は、取引参加者に、この条例若しくはこの条例に基づく規程又はこれらに基づく処分に違反する行為がある場合には、取引参加者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は卸売業者にあつては第1号、仲卸業者にあつては第2号、売買参加者にあつては第3号の規定による処分をすることができる。

(1) 第12条第1項の許可を取り消し、業務を執行する役員で当該違反行為をしたものの解任を命じ、5万円以下の過料に処し、又は6月以内の期間を定めて同項の許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命じること。

(2) 第25条第1項の承認を取り消し、5万円以下の過料に処し、又は6月以内の期間を定めてその承認に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命じること。

(3) 第32条第1項の承認を取り消し、5万円以下の過料に処し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じること。

2 管理者は、関連事業者に、この条例若しくはこの条例に基づく規程又はこれらに基づく処分に違反する行為がある場合には、当該関連事業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第35条第1項の承認を取り消し、1万円以下の過料に処し、又は6月以内の期間を定めてその承認に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 管理者は、買出人、出荷者並びに仲卸業者及び売買参加者以外の者であつて卸売業者から卸売を受けるもの（以下この項において「買出人等」という。）に、この条例若し

くはこの条例に基づく規程又はこれらに基づく処分に違反する行為がある場合には、当該買出人等に対し、6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

4 管理者は、取引参加者又は関連事業者（以下この項において「取引参加者等」という。）の代表者、代理人又は使用人その他の従業者に、当該取引参加者等の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規程又はこれらに基づく処分に違反する行為があるときは、当該行為者に対して6月以内の期間を定めて市場への入場を停止するほか、その取引参加者等に対しても前各項の規定を適用する。

第7章 取引業務運営委員会

（取引業務運営委員会の設置）

第69条 市場の運営及び売買取引に関し重要な事項を調査審議させるため、岡山市花き地方卸売市場取引業務運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第70条 委員会は、この条例の規定によりその権限に属する事項を処理するほか、次に掲げる事項に関し、管理者に意見を述べることができる。

- (1) 市場の経営に関すること。
- (2) 市場の業務の運営に関すること。
- (3) 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に関すること。
- (4) その他管理者が必要と認める事項

（組織）

第71条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、管理者が委嘱する。

3 委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第72条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長の選任及び権限）

第73条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第74条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところとする。

(関係者の出席等)

第75条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に出席を求めてその意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第76条 委員会の庶務は、岡山市市場事業部において処理する。

(規程への委任)

第77条 第69条から前条までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、規程で定める。

第8章 雑則

(卸売の業務の代行)

第78条 管理者は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受けたこと等により卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について他の卸売業者にその卸売の業務を行わせることができる。

(無許可営業等の禁止)

第79条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可又は承認を受けた業務を行う場合並びに管理者が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対して、市場外に退去を命ずることができる。

(市場への出入り等に対する指示)

第80条 市場への出入り，市場施設の使用並びに物品の搬入，搬出及び場内での運搬については，管理者の指示に従わなければならない。

2 管理者は，前項の指示に従わない者に対し，市場への出入り，市場施設の使用並びに物品の搬入，搬出及び場内での運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第81条 市場へ入場する者は，市場の秩序を乱し，又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 管理者は，市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは，市場へ入場する者に対し，入場の制限その他必要な措置を採ることができる。

(市の免責)

第82条 この条例若しくはこの条例に基づく規程又はこれらに基づく処分によって損害を受けることがあっても，市はその賠償の責めを負わない。

(責任の範囲)

第83条 取引参加者及び関連事業者は，法人の代表者又は法人若しくは人の代理人若しくは使用人その他の従業員が，この条例若しくはこの条例に基づく規程又はこれらに基づく処分に違反したときは，自己の指図によらないことを事由にその責めを免れることができない。

(許可等の制限又は条件)

第84条 この条例の規定による許可，認可，承認又は指定には，制限又は条件を付することができる。

2 前項の制限又は条件は，許可，認可，承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り，かつ，許可，認可，承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第85条 管理者は，この条例の規定による申請等（申請，届出その他この条例の規定に基づき管理者に対して行われる通知をいう。以下同じ。）のうち書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により行うことと

しているものについては、この条例の規定にかかわらず、規程で定めるところにより、電子情報処理組織（市場の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関するこの条例に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関するこの条例の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市場の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に管理者に到達したものとみなす。

（市長への報告義務）

第86条 管理者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、市長にその旨を報告しなければならない。

(1) 第4条第2項の規定により臨時に開場し、又は休業したとき。

(2) 第12条第1項、第18条若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定による卸売業者に係る処分をしたとき、又は第20条の規定により卸売業者から届出を受けたとき。

(3) 第13条第1項、第15条第1項又は第16条の規定により卸売業者から保証金の預託を受けたとき。

(4) 第25条第1項、第28条若しくは第29条第1項若しくは第2項の規定による仲卸業者に係る処分をしたとき、第26条第1項の規定により仲卸業者から保証金の預託を受けたとき、又は第30条の規定により仲卸業者からの届出を受けたとき。

(5) 第32条第1項若しくは第33条の規定により売買参加者に係る処分をしたとき、又は第34条の規定により売買参加者の届出を受けたとき。

(6) 第66条第1項の規定により検査を行ったとき。

(7) 第70条の規定により意見を受けたとき、又は第71条第2項の規定により委嘱をしたとき。

(8) 第78条の規定により他の卸売業者に卸売の業務を行わせるとき。

（委任）

第 8 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、管理者が規程で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 6 月 2 1 日から施行する。
- 2 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 6 2 号）第 1 条による改正前の法及びこの条例による改正前の岡山市花き地方卸売市場業務条例の規定によってした許可、認可、承認その他の処分又は申請その他の手続若しくは行為でこの条例の規定に相当の規定があるものは、この条例の相当の規定によってした許可、承認その他の処分又は申請その他の手続若しくは行為とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第 6 3 条関係）

| 種別 | | 単位 | 金額 |
|--|-----------|-----------------|---|
| 卸売業者市場使用料 | | | 単価に数量を乗じて得た金額の 1, 0 0 0 分の 3 に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額 |
| 第 4 6 条第 2 項の規定により、市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した場合における仲卸業者市場使用料 | | | 販売金額（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。）の 1, 0 0 0 分の 3 に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加えた金額 |
| 卸売業者売場使用料 | 卸売場 | 1 平方メートルにつき 1 月 | 2 2 0 円 |
| | 花き保冷保温売場棟 | 1 平方メートルにつき 1 月 | 8 4 3 円 |
| 仲卸業者売場使用料 | | 1 平方メートルにつき 1 月 | 1, 6 5 0 円 |
| 関連事業者売 | 金融機関 | 1 平方メートルにつき 1 月 | 1, 9 8 0 円 |

| | | | |
|---------------|----------|--------------|--------|
| 場使用料 | 関連事業者店舗 | 1平方メートルにつき1月 | 1,650円 |
| 福利厚生施設（食堂）使用料 | | 1平方メートルにつき1月 | 1,320円 |
| 事務所使用料 | 卸売業者の事務所 | 1平方メートルにつき1月 | 1,650円 |
| | その他の事務所 | 1平方メートルにつき1月 | 1,870円 |
| 倉庫使用料 | | 1平方メートルにつき1月 | 1,650円 |
| 空地使用料 | | 1平方メートルにつき1月 | 22円 |
| 駐車場使用料 | | 1平方メートルにつき1月 | 334円 |

提案理由

卸売市場法の一部改正に伴い、岡山市花き地方卸売市場の業務に関する規程を改めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 4 8 号 議 案

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例

岡山市立公民館条例（昭和 2 7 年市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号の表岡山市立灘崎公民館迫川分館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

岡山市立灘崎公民館迫川分館を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 3 号 議 案

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 3 月 3 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(岡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡山市職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 4 第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 獣医学に関する専門的知識を必要とする職員（前項各号に掲げる職員を除く。）で規則で定めるものには、月額 5 0, 0 0 0 円以内の額を採用の日から大学卒業後 1 5 年以内の期間、大学卒業後から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

第 1 4 条第 1 項中「及びこれに対する地域手当の月額」を「並びにこれに対する地域手当及び初任給調整手当の月額」に改める。

附則第 1 2 項中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

別表第 1 行政職給料表備考 2、別表第 2 教育職給料表ア教育職給料表（1）備考 2、同表イ教育職給料表（2）備考 2 及び同表ウ保育幼児教育職給料表備考 2 並びに別表第 3 医療職給料表イ医療職給料表（2）備考 2 及び同表ウ医療職給料表（3）備考 2 中「同表の右欄に掲げるとおり」を「次の表の右欄に掲げる額」に改める。

別表第 3 の 2 等級別基準職務表ウ教育職給料表（2）等級別基準職務表 1 級の項中

「助教諭又は養護助教諭の職務」を「助教諭，養護助教諭又は講師の職務」に改め，同表カ医療職給料表（２）等級別基準職務表３級の項から６級の項までを次のように改める。

| | |
|----|--|
| 3級 | <ul style="list-style-type: none"> 1 主任獣医師，主任薬剤師，主任栄養技師，主任理学療法士，主任作業療法士，主任歯科衛生士，主任診療放射線技師又は主任臨床検査技師の職務 2 困難な業務を行う獣医師又は薬剤師の職務 3 経験を必要とする業務を行う栄養技師，理学療法士，作業療法士，歯科衛生士，診療放射線技師又は臨床検査技師の職務 |
| 4級 | <ul style="list-style-type: none"> 1 副主査獣医師，副主査薬剤師，副主査栄養技師，副主査理学療法士，副主査作業療法士，副主査歯科衛生士，副主査診療放射線技師又は副主査臨床検査技師の職務 2 困難な業務を処理する主任獣医師，主任薬剤師，主任栄養技師，主任理学療法士，主任作業療法士，主任歯科衛生士，主任診療放射線技師又は主任臨床検査技師の職務 |
| 5級 | <ul style="list-style-type: none"> 1 係長又は主査の職務 2 困難な業務を処理する副主査獣医師，副主査薬剤師，副主査栄養技師，副主査理学療法士，副主査作業療法士，副主査歯科衛生士，副主査診療放射線技師又は副主査臨床検査技師の職務 |
| 6級 | <ul style="list-style-type: none"> 1 課長補佐又は室長の職務 2 困難な業務を処理する係長又は主査の職務 |

別表第３の２等級別基準職務表キ医療職給料表（３）等級別基準職務表３級の項から５級の項までを次のように改める。

| | |
|----|--|
| 3級 | <ul style="list-style-type: none"> 1 主任保健技師，主任看護師又は主任准看護師の職務 2 高度の知識経験を必要とする業務を行う保健技師，看護師又は准看護師の職務 |
| 4級 | <ul style="list-style-type: none"> 1 副主査保健技師，副主査看護師又は副主査准看護師の職務 2 困難な業務を処理する主任保健技師，主任看護師又は主任准看護 |

| | 護師の職務 |
|----|---|
| 5級 | 1 係長又は主査の職務 2 困難な業務を処理する副主査保健技師，副主查看護師又は副主査准看護師の職務 |

(岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 岡山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（イ）中「又は」を「及び」に改める。

第7条第1項中「それぞれの基準日」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては給与条例第18条の2第1項に規定する会計年度任用職員基準日）」を加え、同条第2項中「している職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表第1 審理員の職務を行う嘱託員の項を削る。

別表第3中 「

| |
|--------------|
| 医師である嘱託員 |
| 審理員の職務を行う嘱託員 |

」 を 「

| |
|----------|
| 医師である嘱託員 |
|----------|

」

に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第4条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

(岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、岡山市職員の給与に関する条例第11条の改正規定中「、同項ただし書中「勤務については、この限りでない」を「勤務時間に対して、勤務1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を時間外勤務手当として支給する」に改め」を削る。

第1条のうち、岡山市職員の給与に関する条例第14条の改正規定中「及びこれに対する地域手当」を「並びにこれに対する地域手当及び初任給調整手当」に改め、同条に1項を加える改正規定中「基本報酬の額」の次に「並びにこれに対する地域手当及び初任給調整手当に相当する報酬の日額の合計額」を加える。

第1条のうち、岡山市職員の給与に関する条例別表第3の2の次に1表を加える改正規定のうち別表第3の3会計年度任用職員給料表シ特定職（時間額）の表医師以外の項中「3,000以内」を「5,000以内」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に岡山市職員の給与に関する条例第3条第1項第3号イの医療職給料表（2）又は同号ウの医療職給料表（3）の適用を受けていた職員が、施行日以後引き続き同一の給料表の適用を受ける場合において、当該職員の受ける給料月額が、施行日の前日において当該職員が受けていた給料月額に達しないこととなる者（市長が別に定める者を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 第4条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

提案理由

獣医師に対する初任給調整手当及び会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定める等のため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 4 号 議 案

岡山市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

岡山市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 3 月 3 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を
改正する条例

岡山市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成28年市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和46年法律第77号」の次に「。以下「給特法」という。」を加える。

第5条第1項中「この項において」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置）

第6条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園における教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、給特法第7条第1項の指針に基づき、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、文

部科学大臣の定める指針に基づき、岡山市立幼稚園の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行う旨を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 5 号 議 案

岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

令和 2 年 3 月 3 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例の一部を改正
する条例

岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例（平成 2 8 年市条例第 6
1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「昭和 4 6 年法律第 7 7 号」の次に「。以下「給特法」という。」を加
える。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置）

第 8 条の 2 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上
に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の
適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、給特法
第 7 条第 1 項の指針に基づき、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

附則第 2 項中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、文部科学大臣の定める指針に基づき、教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行う旨を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。